

平成23年度の狩猟が解禁になりました

今年度の狩猟が11月15日に解禁となりました。

長野県では、狩猟者に対し、法令の遵守の指導、狩猟事故防止の安全啓発を行なっておりますが、より一層の安全確保のため、住民の皆様が狩猟期間中に森林内に入る際には、事故防止対策として、狩猟者が見つけやすい蛍光色などの目立つ服装に心がけてください。

なお、「わな」などの仕掛けを見つけても絶対に手を触れないでください。

【狩猟期間】 11月15日(火)から平成24年2月15日(水)まで
ただし、ニホンジカとイノシシのわな猟に限り狩猟期間を延長します。
平成24年2月16日(木)から平成24年3月15日(木)まで

問 諏訪地方事務所林務課林務係 ☎57-2919 / 産業課農林係 ☎62-9232

家畜を飼養している皆様へのお知らせ

牛、豚、鶏等の家畜の伝染病等の発生を予防するための家畜伝染病予防法が、昨年4月に宮崎県で発した口蹄疫等を踏まえてこの程改正され、これに伴い家畜を衛生的に飼育していただくために守るべき基準「飼養衛生管理基準」が大幅に見直されました。特に、今回の改正で下記に表示する家畜1頭1羽を飼育する方は、「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する定期報告」を、都道府県知事に報告することが義務付けられました。詳細にあつては役場産業課農林係へお問い合わせください。

1 対象者 牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥を1頭1羽以上飼養している全ての飼養者



2 平成23年分の報告事項 (平成23年10月1日時点の状況)

(1) 飼育している家畜の種類及び頭羽数 (2) 畜舎及びふ卵舎の数

問 産業課 農林係 ☎62-9222

平成23年度 町政功労者表彰



11月4日(金)、平成23年度町政功労者表彰式が役場で行われ、富士見町の振興に尽力され、顕著な功績のあった方や公益に寄与された方など、次の7名の皆様が表彰されました。(藤沢さんは欠席)

〈順不同・敬称略〉

◆ ^{ひら}平 ^{いで}出 ^{ぜん}善次郎 (池袋)

16年間にわたり行政相談委員として、行政機関に対する苦情や意見・要望の解決や実現に寄与

◆ ^{かがみ}加々見 ^{やす}康 ^{ひさ}久 (信濃境)

18年間にわたり保護司として多くの人々の更生を助け、犯罪のない明るい地域社会づくりに寄与

◆ ^ご五 ^み味 ^{しげる}滋 (富里)

富士見町議会議員として12年間在職するうち2年間を議長として要職を務め、町の発展に寄与

◆ ^{なか}中 ^{やま}山 ^{たかし}孝 (机)

富士見町議会議員の要職を12年間の長きにわたり務め、町の発展に寄与

◆ ^{みつ}三 ^い井 ^{みきと}幹人 (乙事)

富士見町議会議員として8年間在職するうち2年間を議長として要職を務め、町の発展に寄与

◆ ^こ小 ^{いけ}池 ^{ひさなが}久長 (立沢)

富士見町議会議員として約8年間在職するうち約2年間を議長として要職を務め、町の発展に寄与

◆ ^{ふじ}藤 ^{さわ}沢 ^{てるかず}昭和 (東京都)

私財(現金20,000千円)をふるさと納税制度(ふるさとみらい寄附金)として町に寄附